

きらぼしホームダイレクト外貨普通預金規定

1 〔預金の取り扱い〕

- (1) この預金のご利用は、成年者の方に限ります。
- (2) この預金は、きらぼしホームダイレクトから当行所定の方法で手続きすることにより預入れまたは払戻しができます。ご利用にあたっては、この預金の口座について、きらぼしホームダイレクトへの利用口座登録が必要です。但し、第1条第3項の方法により開設された口座の場合、原則、口座開設と同時に利用口座登録が行われます。なお、利用口座として登録ができるのは、当行所定の条件を満たしている口座とします。
- (3) この預金の口座をお持ちでない場合は、きらぼしホームダイレクトから当行所定の方法で手続きすることにより口座開設・預入ができます。なお、この場合、契約締結時交付書面の交付を行いません。
- (4) この預金の預入通貨は、当行所定の通貨とします。預入額は、通貨ごとに定める当行所定の金額以上、当行所定の金額以下とします。
- (5) 第1条第3項の方法により開設された口座の場合、この預金は預金通帳を発行しません。この預金への預金額、通貨、取引明細等は、きらぼしホームダイレクトでご確認できます。
- (6) この預金の口座を、きらぼしホームダイレクトの利用口座から削除する場合、削除後はきらぼしホームダイレクトによるお取引ができなくなります。利用口座削除は、当行所定の方法で手続きを行うものとします。但し、第1条第3項の方法により開設された口座の場合、利用口座から削除することはできません。
- (7) きらぼしホームダイレクト契約を解約する場合、解約後は全ての利用口座で、きらぼしホームダイレクトによるお取引ができなくなります。第1条第3項の方法により開設された口座の場合、予め、または同時に第5条の方法により、この預金の解約を申し出てください。
- (8) この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約または払戻しができないことがあります。

2 〔預金の預入れ・払戻し〕

- (1) この預金への預入れは、きらぼしホームダイレクトの代表口座（円預金口座）からの振替となります。
- (2) この預金を払戻すときは、きらぼしホームダイレクトの利用口座（円預金口座）への振替にて取り扱います。
- (3) この預金の預入れまたは払戻しに関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について、当行での受付処理完了後においては変更または取消はできません。
- (4) この預金は、外国通貨現金または旅行小切手（トラベラーズチェック）での預入れ、払戻しはできません。

(5) この預金の預入れ、払戻しにあたっては、当行所定の手数料、費用等を支払うものとします。

3 [利息]

この預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日、当行所定の利率および計算方法によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

4 [外国為替相場、手数料]

この預金への預入れ、または、この預金から払戻しを行う場合に適用される外国為替相場は、当行計算実行時の相場とします。

5 [解約]

この預金は、きらぼしホームダイレクトから解約することはできません。この預金口座を解約する場合には、本人確認書類・届出の印章・通帳を持参のうえ、取引店に申し出てください。但し、第1条第3項の方法により開設された口座の場合、本人確認書類と届出の印章を持参のうえ取引店に申し出てください。

6 [規定の変更]

当行は本規定の内容を、お客さまに事前に通知することなく任意に変更できるものとします。その場合、変更の内容を、当行ホームページ等によりお客さまへ告知します。また、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当行の任意の変更によって損害が生じても、当行は責任を負いません。

7 [規定の準用]

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定、普通預金規定、外貨普通預金規定、自動継続外貨定期預金規定、きらぼしホームダイレクト利用規定等の各種規定にもとづいて取り扱います。なお、関連規定と本規定とで相違が生じる場合には、本規定を優先して適用するものとします。

(2025年4月21日現在)